



## 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- **子育て世帯生活支援特別給付金** (児童1人当たり5万円) は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- **高校生分**の子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、**お住まいの市区町村に申請手続**をしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？  
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、  
令和3年4月分の児童扶養手当や  
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、  
**申請は不要**です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、  
お住まいの市区町村で  
**申請を行ってください！！**

詳しくは裏面参照

※ 申請の受付期間は市区町村によって異なりますので、お住まいの市区町村に御確認ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

**0120-811-166** (受付時間: 平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。